

114
A 4289



新聞抄譯 四月七日刊行

大正十一年四月
限正
侯爵郵寄贈

新總督沈氏が雷鳴ノ勢ヲ以テ施行シタリシ鴉片喫煙
ヲ抑制スル布告ハ又外國人ニ関涉シタル款條ヲ追加
シタリ是等ハ真ニ始メテ發起ノ處分ナルモノナリ從
前各國領事ハ外國人保護ノ為メ逼リテ諸般ノ布令ヲ
行ハシメンガ今回ノ新令ノ如キハ全ク是等ノ勸誘ヲ
受シニハ非スレテ實ニ外國法教ヲ尊信スル主顧家ノ
精心ヨリ現出セシナリ斯ノ如クナレハ爾來外國人
ハ其法教ヲ宣講スルモ疾病ヲ療治スルモ遊獵スルモ
遊歩スルモ實ニ是レ安心ナルノミナラス愈々懇親ノ
情ヲ固フスルニ至ルベシ蓋シテ様ノ布令ハ土民ニ在
テハ其何事タルヲ辨知セヌクハ之レニ因テ且後ノ
暴動アラント恐ル、原因トシ又ハ沈氏が外國人ノ助

3709



勢ヲ得ニ為ナ只顧懇誼ヲ結フノ費心ニ出タリト臆定
スル者大抵皆ナ然ルナルベシ

大
政
官